

北栄町のまちづくりをみんなの手で 北栄町自治基本条例

育てよう!まちづくりのルール

自治基本条例って?

「自治基本条例」は、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的なルールなどを定めるものです。

北栄町では、平成19年に県内で最初に「自治基本条例」を制定しました。

条例には、「町民の権利と責務」や「コミュニティの役割」、「住民投票や町民の意見募集」、「町政運営の原則」等が定められています。

条例を知っていただき、「協働と参画のまちづくり」を進め、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。



編集・発行
企画財政課 電話 37-5864



北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協 動 住民参画 情報共有



町民の権利と責務

町民とは

「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含みます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

権利

町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

責務

町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。

事業者の権利と責務

事業者とは

町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

権利

事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

コミュニティの役割

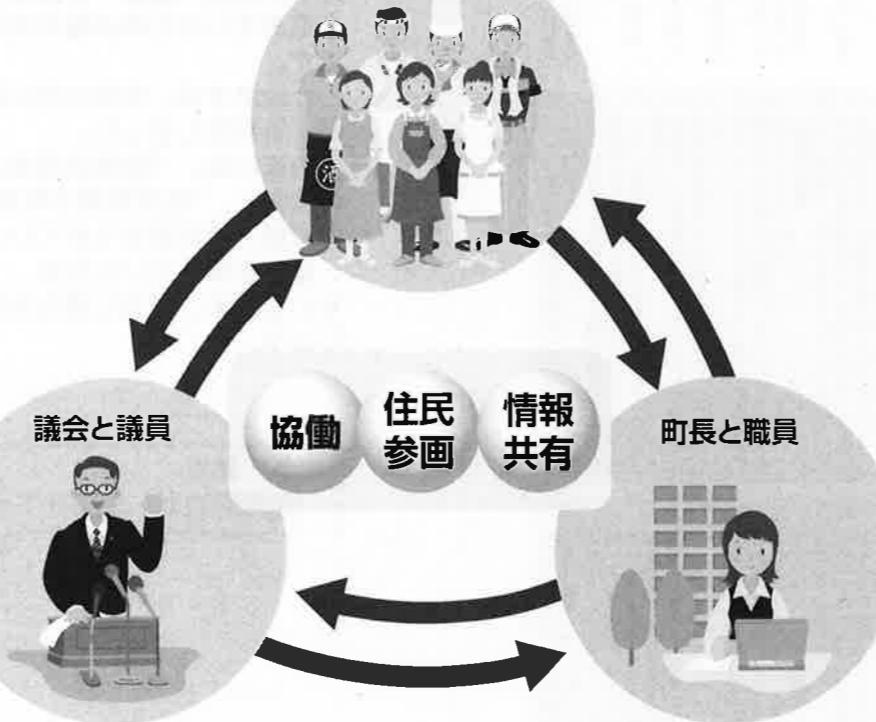
コミュニティとは

自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。

責務

事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努め、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努めます。

町民・事業者・コミュニティ



議会の権限と責務

権限

町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

責務

「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

議員の責務

議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に従事し、町政全体の観点から判断を行います。

協働と参画のまちづくり

参画とは

政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

町の責務

町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

協働とは

異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。



町長の責務

町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

職員の責務

「町民本位」の立場に立って、公平・公正・誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

自治体経営

社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効果的に運営します。

情報共有

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます



目次

前文

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 町民と事業者(第五条～第六条)

第三章 議会(第七条～第八条)

第四章 監査委員(第九条)

第五章 町長と職員(第十条～第十一条)

第六章 協働と参画(第十二条～第十九条)

第七章 町政運営の原則(第二十条～第二十六条)

第八章 連携と交流(第二十七条～第二十八条)

第九章 条例の見直し等(第二十九条～第三十条)

附則

北栄町自治基本条例 平成19年条例第1号

前文

私たちのまち北栄町は、美しい白砂青松の海岸を有し、大山、森山三山が一望できる風光明媚で、肥沃な黒っぽい大地と広大な砂丘畑に恵まれた自然環境がなまちです。

私たち、多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、心からこのまちを愛し「人と自然が共生し、あたらしいくらしが生まれあまち」を目指し、次世代に引き継がなければなりません。

そのためには、町民が自治の主体であり、町政の主権者であることを認識し、自らのまちは自らの手で創り、守り、育てることで強い意志を明確にして、自ら考え、行動することにより「町民自治のまち」の実現を図ることが必要です。

私たちとは、町民一人ひとりを大切にし、自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民・議会・行政を通じてまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせるまち、子どもたちが夢と希望を持ち心豊かに育つまちを創るため、「ここに北栄町の最高規範として、この条例を制定します。

協働・参画

第一章 総則

この条例は、北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民・議会・行政

(目的)

本理念を明らかにするとともに、町民・議会・行政

が互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うため

に、町民参加に必要な情報交換を有し、町民・だれもが

安心して暮らせるまち、子どもたちが夢と希望を持ち

心豊かに育つまちを創るため、「ここに北栄町の最高規

範として、この条例を制定します。

(用語の意味)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ全ての人をい

う。

(2) 事業者 町内で事業活動を行ふ人をい

う。

(3) コミニティ 町民が互いに助け合い、豊かな

暮らしを築くことの目的として構成する自治会

及び自主的な意思によって構成する組織をい

う。

(4) 委員会・監査委員会・選舉管理委員会・監査

委員及び監査委員会など町の執行機関をいう。

(5) 協働 町民・事業者及び町が互いの特性を尊重

し、役割分担に基づいて対等な立場で助け合

い協力することをい

う。

(6) 参画 まちづくりに関する計画・設置を含めた全

町民(事業者)

議会等

町

この条例は、町が定める最高規範であり、町

の位置づけ

(1) の条例は、

この条例は、

この条例は、